

社会福祉法人仙萩の杜 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙萩の杜（以下「法人」という。）の役員等が、法人の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員等」とは、法人の定款により定められた理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 「費用弁償」とは、法人における理事会、監事会又は評議員会に出席した場合における出席旅費又は法人の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が法人における理事会、又は評議員会に出席した場合には、1日につき3,000円を支給する。

- 2 監事が監査を執行するため、監事会に出席した場合には、5,000円を支給する。
- 3 役員が理事長の命により出張した場合は、旅費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 前条第3項に規定する旅費のうち、日当及び宿泊料の額については、法人旅費規程を
準用する。

(旅費の準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、法人旅費規程を準用する。

附 則

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。